令和７年度　伊勢崎市水質検査計画

水質検査は、水道水が水質基準に適合し、安全であることを確認するために不可欠であり、水道水の水質管理の中枢をなすものです。

伊勢崎市の水質検査計画は、水質検査の適正化を確保するために、水源の種別・過去の水質検査結果・水源周辺等について総合的に検討し、検査地点・検査項目及び検査頻度と公表の方法等を定めたものです。

伊勢崎市水質検査計画の概要は次のとおりです。

１．基本方針

２．水道事業の概要

３．原水及び水道水の状況

４．検査採水地点

５．検査項目と検査頻度

６．臨時の水質検査

７．水質検査の方法

８．水質検査計画及び検査結果の公表

９．関係機関との連携

1. 基本方針

（１）水質検査は、水道法施行規則で義務付けられている水質基準項目及び水質管理上必要と判断した項目について行います。

（２）水質検査は、水道法施行規則で義務付けられている給水栓にて行い、配水系統ごとに実施いたします。また、原水についても検査を行います。

（３）給水栓の水が常に安定して安全であることを確認し、季節変動を考慮した年間の水質変化も確認します。

（４）検査頻度は、水道法施行規則により、検査する項目のこれまでの検出状況や水源付近の環境状況等を考慮して定めます。

（５）水道水質管理上、必要に応じて臨時の水質検査を行います。

２．水道事業の概要

（１）給水状況

区　　分	内　　容
事業体の名称	伊勢崎市水道事業
給水区域	本市の区域内（境島村及び境平塚の一部を除く。）並びに埼玉県本庄市上仁手、太田市新田上中町の一部及び太田市世良田町の一部とする。
給水人口（令和５年度実績）	２１１，１３３人（普及率 99.8%）
１日平均配水量（令和５年度実績）	７５，９８９㎥/日 （年間総配水量２７，８１１，８０５㎥）
１日最大給水量（令和５年度実績）	８０，１９９㎥/日

伊勢崎市の水道は昭和２９年に給水を開始して以来、主に地下水を水源とした井戸水で賄ってきました。

しかし、水道水の使用量が増大するに従い、将来にわたり安定した水量を確保する必要が生じたため、平成１０年度から利根川の表流水を水源とした県央第二水道からの受水を開始しました。

４か所の浄水場と県央第二水道（浄水場）からの供給を受ける６か所の受水施設から、各配水区域へ給水しております。

（２）施設の概要

施設名	所在地	水源	処理方式	消毒剤
竜宮浄水場	宮子町 3069 番地 1	地下水（深井戸）	除鉄・除マンガン処理	次亜塩素酸ナトリウム
広瀬浄水場	上泉町 506 番地 1	地下水（深井戸）	除鉄・除マンガン処理	次亜塩素酸ナトリウム
境下武士浄水場	境下武士 262 番地 1	地下水（深井戸）	除鉄・除マンガン処理	次亜塩素酸ナトリウム
書上浄水場	三和町 1518 番地	地下水（深井戸） 受水（県央第二水道）	除鉄・除マンガン処理	次亜塩素酸ナトリウム
あずま浄水場	国定町二丁目 1515 番地 1	受水（県央第二水道）	後塩素処理	次亜塩素酸ナトリウム
波志江配水場	波志江町 2834 番地 4	受水（竜宮浄水場・県央第二水道）	後塩素処理	次亜塩素酸ナトリウム
赤堀磯配水場	磯町 433 番地 2	受水（県央第二水道）	後塩素処理	次亜塩素酸ナトリウム
赤堀西久保配水場	西久保町二丁目 227 番地 2	受水（県央第二水道）	後塩素処理	次亜塩素酸ナトリウム
境ふちな配水場	境上渕名 215 番地	受水（境下武士浄水場・県央第二水道）	後塩素処理	次亜塩素酸ナトリウム

３．原水及び水道水の状況

原水水質で留意すべき状況

本市の自己水は深井戸（深さ約１００～２００ｍ）を水源としているため、年間を通して安定した良好な水質を得ることができます。原水水質で留意すべき項目としては鉄、マンガン、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素があります。いずれの項目についても浄水処理や、水質検査にて傾向を把握するなど、適切に運転管理をしているため、水道水は水質基準をすべて満たしており、安全な水道水をお届けしております。

４．検査採水地点

（１） 給水栓

水道法施行規則により、水質基準項目及び毎日１回の色・濁り・消毒の残留効果について、配水系統ごとに１３箇所の末端給水栓で採水・検査を行います。

【参照：配水系統と検査地点】

地図番号	検査（採水）実施場所	配水系統
①	遠矢公園	広瀬浄水場系統
②	宮子西公園	竜宮浄水場高区系統
③	坂東公園	竜宮浄水場低区系統
④	天野沼	書上浄水場高区系統
⑤	境伊与久沼公園	書上浄水場低区系統
⑥	華蔵寺公園（波志江）	波志江配水場高区系統
⑦	三郷地区農業集落排水処理施設	波志江配水場低区系統
⑧	赤堀結婚の森	赤堀磯配水場系統
⑨	赤堀花しょうぶ園	赤堀西久保配水場系統
⑩	三百石南公園	あずま浄水場高区系統
⑪	平井町公園	あずま浄水場低区系統
⑫	境矢ノ原公園	境ふちな配水場系統
⑬	平塚公園	境下武士浄水場系統

（２）浄配水施設出口及び水源等

水道水の安全性を確保するために、配水系統ごとの浄配水施設出口及び使用する水源（深井戸水）の水質検査を行います。また、県央第二水道からの受水施設については、６か所の受水施設のうち、群馬県が水質検査を行う地点（赤堀磯配水場、波志江配水場、あずま浄水場、境ふちな配水場）においては検査結果の提供を受け、そのほかの地点（書上浄水場、赤堀西久保配水場）においては、水質検査を行います。さらに、書上浄水場において浄水過程による水質を把握できる場所から、水質検査を行います。

（３）非常用給水場所

緊急時・災害時の使用に備え、市内３か所にある非常用給水場所の水源（深井戸水）について水質検査を行い、水質の把握を行います。**【参照：配水系統と検査地点】**

地図番号	検査（採水）実施場所	住所
J	豊城水源地	豊城町 2398 番地 3
K	柴水源地	柴町 275 番地 2
L	堤西水源地	堤西町 1 番地 2

５．検査項目と検査頻度

（１）検査項目

水質検査は、配水系統ごとに浄配水施設出口及び末端給水栓、また水源及び非常用給水場所の水源について、水質検査表－１、２、３、４、５、６、７の項目のとおり行います。

（２）検査頻度

①　毎日検査項目（給水栓）　水質検査表－１

水道法施行規則により配水系統ごとの末端給水栓にて毎日１回以上の検査が義務付けられている、色・濁り・消毒の残留効果について測定を行います。

②　毎月検査項目（給水栓）　水質検査表－２

水道法施行規則により配水系統ごとの末端給水栓にて概ね１か月ごとに検査が義務付けられている９項目（一般細菌・大腸菌・塩化物イオン・有機物（ＴＯＣ）・pＨ値・味・臭気・色度・濁度）と硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素の合計１０項目について年１２回測定を行います。なお、ジェオスミン及び２－メチルイソボルネオールについては藻類の発生時期において概ね１か月に１回以上の測定が義務付けられていますが、藻類の発生が少ない場合は省略が可能となっていますので、概ね３か月に１回の年４回検査を行います。以上のことから、水質検査表－２のとおり行います。

③　３か月に１回行う検査項目（給水栓）　水質検査表－２

水道法施行規則により配水系統ごとの末端給水栓にて概ね３か月ごとに検査が義務付けられている項目のうち、３８項目について年４回検査を行います。また、ジクロロ酢酸・トリクロロ酢酸の２項目については気温上昇時の影響を考慮して年７回検査を行います。以上のことから、浄配水施設出口の検査は水質検査表－２の項目について行います。

④　浄配水施設出口の検査（浄配水施設出口）　水質検査表－２

浄水過程における水道水質を管理するため、浄配水施設出口において水質基準の５１項目すべてについて年４回検査を行います。

⑤　浄水受水の検査及び浄水過程の検査　水質検査表－２

浄水受水地点（県央第二水道より受水）については、群馬県が水質検査を行う地点以外の２か所（書上浄水場、赤堀西久保配水場）で５１項目の検査を年１回測定します。また、書上浄水場において浄水過程による水質を把握できる場所から、同じく５１項目の水質検査を年１回測定します。

⑥　原水の検査（水源及び非常用給水場所の水源）水質検査表－３、４

常に安全な水道水を供給するためには、水源（深井戸水）の水質を把握することが必要です。そのため３９項目（基準項目から消毒副生成物及び味を除いた項目）について年１回測定を行います。また、消化器系疾患を引き起こすクリプトスポリジウム等による汚染のおそれを簡便に判断できるクリプトスポリジウム指標菌について年４回測定を行います。さらに、浄水過程において塩素消費量に影響を及ぼすアンモニア態窒素について年２回測定を行います。そして、取水設備の管理に必要な項目である溶存酸素、電気伝導率、硫酸イオンについて年１回測定を行います。

⑦　水質管理目標設定項目検査　水質検査表－５、６

将来にわたり水道水の安全を確保する観点から水質管理目標設定項目として、２７項目が設定されています。そのうち、浄配水施設出口・末端給水栓・水源において項目と回数を選定して測定を行います。

また、給水人口が最も多い配水系統の末端給水栓である坂東公園とその配水系統の主たる水源である竜宮深井戸８号にて年２回測定を行います。

なお農薬類については、伊勢崎市内及び周辺地区において使用頻度の高い１０物質を選定し検査を実施いたします。

⑧　水道水中の放射性物質の測定　水質検査表－７

平成２３年３月１１日に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、放射性物質が拡散されました。水道水の安全性を確認するため、指針に基づき３か月に１回、浄水場出口において、放射性物質の測定を実施いたします。

６．臨時の水質検査

水道水が水質基準に適合しないおそれがある次のような場合に、臨時の水質検査を行います。

① 水源の水質が著しく悪化したとき

② 水源に異常があったとき

③ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき

④ 浄水過程に異常があったとき

⑤ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき

⑥ その他、特に必要があると認められたとき

７．水質検査の方法

すべての水質検査業務を委託して行います。

検査の方法は国が定めた検査方法「水質基準に関する省令の規定により環境大臣が定める方法」によって行います。

検査項目５．（２）②,③,④,⑤,⑥の検査および６．①,②,③,④,⑤,⑥の臨時の水質検査については、水道法第２０条第３項による国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者に委託します。

委託登録水質検査機関の選定については、検査精度と信頼性を確保するため、国が定めた法令等を遵守し、次の①～④を満たす検査機関とします。

① 水質基準項目および委託する項目すべてが、県内の自社施設において検査できる機関とします。

② 臨時の水質検査において、速やかな対応で検査結果の出せる体制が整備されている検査機関とします。

③ 国や県の機関等が行う外部精度管理に毎年参加し、過去３年の全項目のＺスコアの値において満足、もしくは Grubbs 検定において良好であるとの評価を得られている登録水質検査機関とします。

④ ISO9001 の認証、水道 GLP、ISO/IEC17025 の認定いずれかを取得している登録水質検査機関とします。

８．水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画については毎事業年度の開始前に、伊勢崎市のホームページに掲載します。また、伊勢崎市役所（各支所）の市民情報コーナーにおいても水質検査計画を閲覧できるようにします。水質検査結果は水質基準値により評価を行い、その結果を公表するとともに、水質管理の改善や次期水質検査計画に反映させます。

９．関係機関との連携

水道水に関する水質事故が発生した時は、群馬県健康福祉部食品・生活衛生課、伊勢崎保健福祉事務所、近隣自治体及びその他関係機関と連携し、情報交換を行いながら迅速かつ適切に対応いたします。

水質検査表－1

水質検査項目	評　価	検査頻度（回数/年間）末端給水栓	備　　考
色	異常でない	365	水道法施行規則第15条第1項第1号イの規定による
濁り	異常でない	365	
消毒の残留効果（残留塩素）	0.1mg/ℓ以上	365	

水質検査表－2（水質基準項目）

項目No.	水質検査項目	基準値	法で定める頻度（回数／年間）末端給水栓	検査頻度（回数／年間）末端給水栓	検査頻度（回数／年間）浄配水施設出口	備　　考	
1	一般細菌	100CFU/mℓ以下	12	12	4	病原生物による汚染の指標	健康に関する項目
2	大腸菌	検出されないこと		12	4		
3	ｶﾄﾞﾐｳﾑ及びその化合物	0.003mg/ℓ以下	4	4	4	無機物/重金属	
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/ℓ以下		4	4		
5	ｾﾚﾝ及びその化合物	0.01mg/ℓ以下		4	4		
6	鉛及びその化合物	0.01mg/ℓ以下		4	4		
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/ℓ以下		4	4		
8	六価ｸﾛﾑ化合物	0.02mg/ℓ以下		4	4		
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/ℓ以下		4	4		
10	ｼｱﾝ化物ｲｵﾝ及び塩化ｼｱﾝ	0.01mg/ℓ以下		4	4		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ以下		12	4		
12	ﾌｯ素及びその化合物	0.8mg/ℓ以下		4	4		
13	ﾎｳ素及びその化合物	1.0mg/ℓ以下		4	4		
14	四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下		4	4	一般有機物	
15	1，4-ｼﾞｵｷｻﾝ	0.05mg/ℓ以下		4	4		
16	ｼｽ-1，2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1，2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.04mg/ℓ以下		4	4		
17	ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	0.02mg/ℓ以下		4	4		
18	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.01mg/ℓ以下		4	4		
19	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.01mg/ℓ以下		4	4		
20	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下		4	4		
21	塩素酸	0.6mg/ℓ以下		4	4	消毒副生成物	
22	ｸﾛﾛ酢酸	0.02mg/ℓ以下		4	4		
23	ｸﾛﾛﾎﾙﾑ	0.06mg/ℓ以下		4	4		
24	ｼﾞｸﾛﾛ酢酸	0.03mg/ℓ以下		7	4		
25	ｼﾞﾌﾞﾛﾓｸﾛﾛﾒﾀﾝ	0.1mg/ℓ以下		4	4		
26	臭素酸	0.01mg/ℓ以下		4	4		
27	総ﾄﾘﾊﾛﾒﾀﾝ	0.1mg/ℓ以下		4	4		
28	ﾄﾘｸﾛﾛ酢酸	0.03mg/ℓ以下		7	4		
29	ﾌﾞﾛﾓｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	0.03mg/ℓ以下		4	4		
30	ﾌﾞﾛﾓﾎﾙﾑ	0.09mg/ℓ以下		4	4		
31	ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ	0.08mg/ℓ以下		4	4		
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/ℓ以下		4	4	着色	水道水が有すべき性状に関する項目
33	ｱﾙﾐﾆｳﾑ及びその化合物	0.2mg/ℓ以下		4	4		
34	鉄及びその化合物	0.3mg/ℓ以下		4	4		
35	銅及びその化合物	1.0mg/ℓ以下		4	4		
36	ﾅﾄﾘｳﾑ及びその化合物	200mg/ℓ以下		4	4	味	
37	ﾏﾝｶﾞﾝ及びその化合物	0.05mg/ℓ以下		4	4	着色	
38	塩化物イオン	200mg/ℓ以下	12	12	4	味	
39	ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	300mg/ℓ以下	4	4	4		
40	蒸発残留物	500mg/ℓ以下		4	4		
41	陰ｲｵﾝ界面活性剤	0.2mg/ℓ以下		4	4	発泡	
42	ｼﾞｪｵｽﾐﾝ	0.00001mg/ℓ以下	原因藻類発生時期に月に1回以上	4	4	カビ臭	
43	2-ﾒﾁﾙｲｿﾎﾞﾙﾈｵｰﾙ	0.00001mg/ℓ以下		4	4		
44	非ｲｵﾝ界面活性剤	0.02mg/ℓ以下	4	4	4	発泡	
45	フェノール類	0.005mg/ℓ以下		4	4	臭気	
46	有機物（TOCの量）	3mg/ℓ以下	12	12	4	味	
47	pH値	5.8以上8.6以下		12	4	基礎的性状	
48	味	異常でないこと		12	4		
49	臭気	異常でないこと		12	4		
50	色度	5度以下		12	4		
51	濁度	2度以下		12	4		

※　浄水受水点と浄水過程が把握できる地点においても51項目の測定を行います。

水質検査表－3

番号	水質検査項目	検査頻度（回数/年間）水源	備　考
1	一般細菌	1	病原生物による汚染の指標 大腸菌は（定性）検査
2	大腸菌	1	
3	ｶﾄﾞﾐｳﾑ及びその化合物	1	無機物/重金属
4	水銀及びその化合物	1	
5	ｾﾚﾝ及びその化合物	1	
6	鉛及びその化合物	1	
7	ﾋ素及びその化合物	1	
8	六価ｸﾛﾑ化合物	1	
9	亜硝酸態窒素	1	
10	ｼｱﾝ化物ｲｵﾝ及び塩化ｼｱﾝ	1	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1	
12	ﾌｯ素及びその化合物	1	
13	ﾎｳ素及びその化合物	1	
14	四塩化炭素	1	一般有機物
15	1，4-ｼﾞｵｷｻﾝ	1	
16	ｼｽ-1，2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及び ﾄﾗﾝｽ-1，2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	1	
17	ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	1	
18	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	1	
19	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	1	
20	ベンゼン	1	
21	亜鉛及びその化合物	1	着色
22	ｱﾙﾐﾆｳﾑ及びその化合物	1	
23	鉄及びその化合物	1	
24	銅及びその化合物	1	
25	ﾅﾄﾘｳﾑ及びその化合物	1	味
26	ﾏﾝｶﾞﾝ及びその化合物	1	着色
27	塩化物イオン	1	味
28	ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	1	
29	蒸発残留物	1	
30	陰ｲｵﾝ界面活性剤	1	発泡
31	ｼﾞｪｵｽﾐﾝ	1	カビ臭
32	2-ﾒﾁﾙｲｿﾎﾞﾙﾈｵｰﾙ	1	
33	非ｲｵﾝ界面活性剤	1	発泡
34	フェノール類	1	臭気
35	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	1	味
36	pH値	1	基礎的性状
37	臭気	1	
38	色度	1	
39	濁度	1	

水質検査表－4

水質検査項目	検査頻度（回数/年間）水源	備　考
大腸菌	4	クリプトスポリジウム対策指針による指標菌 大腸菌は（定量）検査
嫌気性芽胞菌	4	
アンモニア態窒素	2	浄水過程の確認のため
溶存酸素	1	取水施設への影響確認のため
電気伝導率	1	取水施設への影響確認のため
硫酸イオン	1	取水施設への影響確認のため

水質検査表－5（水質管理目標設定項目）

番号		目標値	検査頻度（回数/年間）浄水場出口	検査頻度（回数/年間）末端給水栓	検査頻度（回数/年間）水源	備　考
1	ｱﾝﾁﾓﾝ及びその化合物	0.02mg/ℓ以下	－	－	1	無機物/重金属
2	ｳﾗﾝ及びその化合物	0.002mg/ℓ以下（暫定）	－	－	1	
3	ﾆｯｹﾙ及びその化合物	0.02mg/ℓ以下	－	－	1	
4	1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	0.004mg/ℓ以下	－	－	1	一般有機物
5	ﾄﾙｴﾝ	0.4mg/ℓ以下	－	－	1	
6	ﾌﾀﾙ酸ｼﾞ(2-ｴﾁﾙﾍｷｼﾙ)	0.08mg/ℓ以下	－	－	1	
7	亜塩素酸	0.6mg/ℓ以下	1	－	－	消毒副生成物
8	二酸化塩素	0.6mg/ℓ以下	1	－	－	消毒剤
9	ｼﾞｸﾛﾛｱｾﾄﾆﾄﾘﾙ	0.01mg/ℓ以下（暫定）	1	－	－	消毒副生成物
10	抱水クロラール	0.02mg/ℓ以下（暫定）	1	－	－	
11	農薬類（10項目において実施）※	検出値と目標値の比の和が1以下	1	－	－	農薬
12	残留塩素	1mg/ℓ以下	－	－	－	臭気
13	ｶﾙｼｳﾑ、ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	10mg/ℓ以上100mg/ℓ以下	－	－	－	味
14	ﾏﾝｶﾞﾝ及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	－	－	－	着色
15	遊離炭酸	20mg/ℓ以下	1	－	－	味
16	1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	0.3mg/ℓ以下	－	－	1	臭気
17	ﾒﾁﾙ-t-ﾌﾞﾁﾙｴｰﾃﾙ	0.02mg/ℓ以下	－	－	1	
18	有機物等（過ﾏﾝｶﾞﾝ酸ｶﾘｳﾑ消費量）	3mg/ℓ以下	1	－	－	味
19	臭気強度（TON）	3以下	1	－	－	臭気
20	蒸発残留物	30mg/ℓ以上200mg/ℓ以下	－	－	－	味
21	濁度	1度以下	－	－	－	基礎的性状
22	pH値	7.5程度	－	－	－	腐食
23	腐食性（ﾗﾝｹﾞﾘｱ指数）	-1程度以上とし、極力0に近づける	1	－	－	
24	従属栄養細菌	1mℓの検水で形成される集落数が2,000以下（暫定）	1	－	－	水道施設の清浄度の指標
25	1，1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.1mg/ℓ以下	－	－	1	一般有機物
26	ｱﾙﾐﾆｳﾑ及びその化合物	0.1mg/ℓ以下	－	－	－	着色
27	ﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝｽﾙﾎﾝ酸（PFOS）及びﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝ酸（PFOA）	0.00005mg/ℓ以下（暫定）	2	2	1	一般有機物

番号	※農薬類（10項目において実施）	目標値（mg/ℓ以下）	検査頻度（回数/年間）浄水場出口	検査頻度（回数/年間）水源	検査頻度（回数/年間）水源
1	1，3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ(D-D)	0.05	1	－	－
2	アセフェート	0.006	1	－	－
3	イソプロチオラン（IPT）	0.3	1	－	－
4	ジメトエート	0.05	1	－	－
5	ダイアジノン	0.003	1	－	－
6	チウラム	0.02	1	－	－
7	トリフルラリン	0.06	1	－	－
8	フィプロニル	0.0005	1	－	－
9	ベノミル	0.02	1	－	－
10	メフェナセット	0.02	1	－	－

水質検査表－6（水質管理目標設定項目）

番号		目標値	検査頻度（回数/年間）坂東公園	検査頻度（回数/年間）竜宮深井戸8号	備　考
1	ｱﾝﾁﾓﾝ及びその化合物	0.02mg/ℓ以下	－	2	無機物/重金属
2	ｳﾗﾝ及びその化合物	0.002mg/ℓ以下（暫定）	－	2	
3	ﾆｯｹﾙ及びその化合物	0.02mg/ℓ以下	－	2	
4	1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	0.004mg/ℓ以下	－	2	一般有機物
5	ﾄﾙｴﾝ	0.4mg/ℓ以下	－	2	
6	ﾌﾀﾙ酸ｼﾞ(2-ｴﾁﾙﾍｷｼﾙ)	0.08mg/ℓ以下	－	2	
7	亜塩素酸	0.6mg/ℓ以下	2	－	消毒副生成物
8	二酸化塩素	0.6mg/ℓ以下	2	－	消毒剤
9	ｼﾞｸﾛﾛｱｾﾄﾆﾄﾘﾙ	0.01mg/ℓ以下（暫定）	2	－	消毒副生成物
10	抱水クロラール	0.02mg/ℓ以下（暫定）	2	－	
11	農薬類（10項目において実施）※	検出値と目標値の比の和が1以下	－	2	農薬
12	残留塩素	1mg/ℓ以下	2	－	臭気
13	ｶﾙｼｳﾑ、ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	10mg/ℓ以上 100mg/ℓ以下	2	－	味
14	ﾏﾝｶﾞﾝ及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	2	－	着色
15	遊離炭酸	20mg/ℓ以下	2	－	味
16	1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	0.3mg/ℓ以下	－	2	臭気
17	ﾒﾁﾙ-t-ﾌﾞﾁﾙｴｰﾃﾙ	0.02mg/ℓ以下	－	2	
18	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3mg/ℓ以下	2	－	味
19	臭気強度（TON）	3以下	2	－	臭気
20	蒸発残留物	30mg/ℓ以上 200mg/ℓ以下	2	－	味
21	濁度	1度以下	2	－	基礎的性状
22	pH値	7.5程度	2	－	腐食
23	腐食性（ランゲリア指数）	-1程度以上とし、極力0に近づける	2	－	
24	従属栄養細菌	1mℓの検水で形成される集落数が2,000以下（暫定）	2	2	水道施設の清浄度の指標
25	1，1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.1mg/ℓ以下	－	2	一般有機物
26	ｱﾙﾐﾆｳﾑ及びその化合物	0.1mg/ℓ以下	2	－	着色
27	ﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝｽﾙﾎﾝ酸（PFOS）及びﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝ酸（PFOA）	0.00005mg/ℓ以下（暫定）	－	2	一般有機物

番号	※農薬類（10項目において実施）	目標値（mg/ℓ以下）	検査頻度（回数/年間）末端給水栓	検査頻度（回数/年間）水源
1	1，3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ(D-D)	0.05	－	2
2	アセフェート	0.006	－	2
3	イソプロチオラン（IPT）	0.3	－	2
4	ジメトエート	0.05	－	2
5	ダイアジノン	0.003	－	2
6	チウラム	0.02	－	2
7	トリフルラリン	0.06	－	2
8	フィプロニル	0.0005	－	2
9	ベノミル	0.02	－	2
10	メフェナセット	0.02	－	2

水質検査表－7

水質検査項目	検査頻度（回数/年間）浄水場出口	備　考
放射性セシウム（Cs134及び137）及び放射性ヨウ素　131I	4	水道水中の放射性物質に係る管理目標値の設定等について

配水系統と検査地点

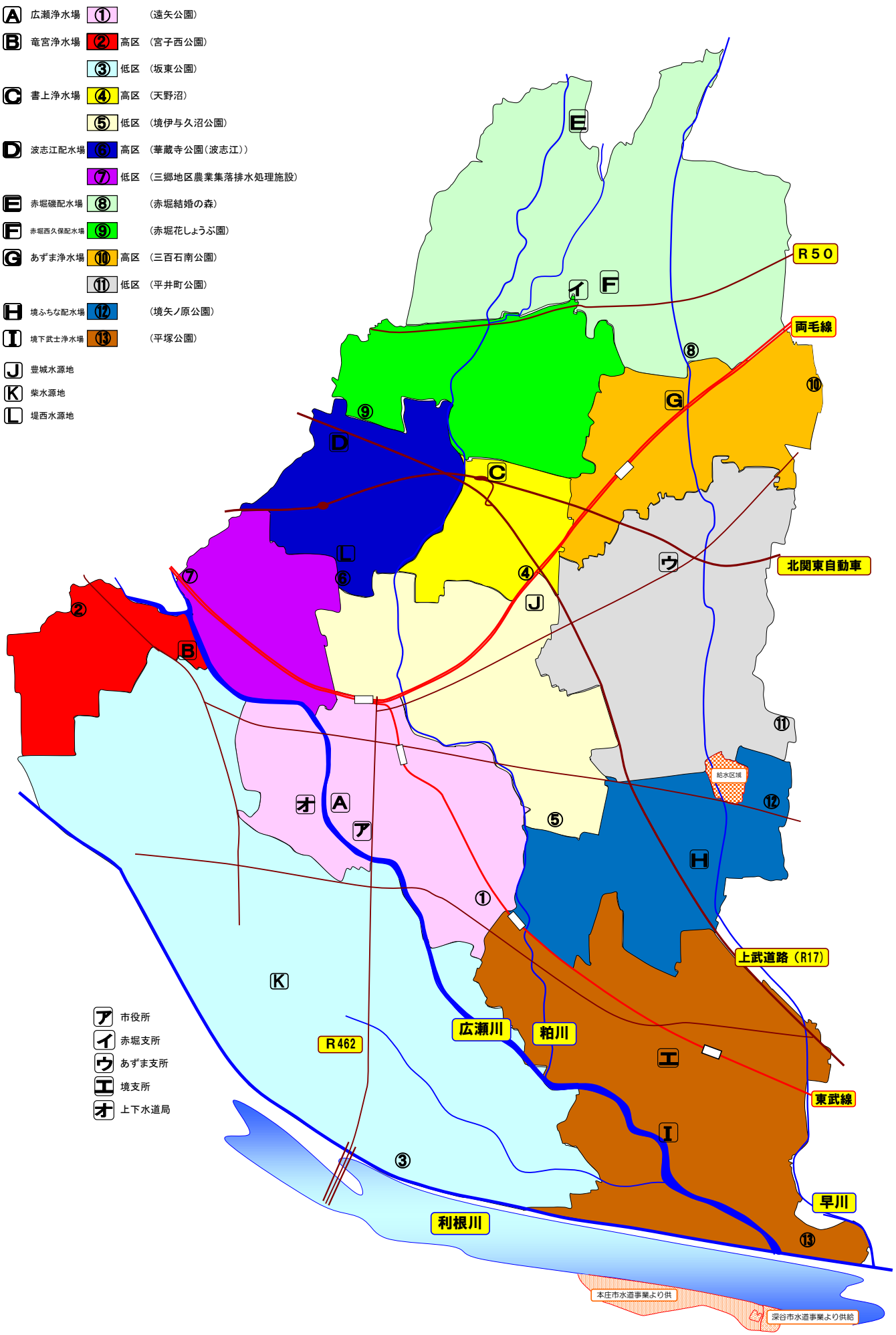
A 広瀬浄水場 ① （遠矢公園）
B 竜宮浄水場 ② 高区 （宮子西公園）
③ 低区 （坂東公園）
C 書上浄水場 ④ 高区 （天野沼）
⑤ 低区 （境伊与久沼公園）
D 波志江配水場 ⑥ 高区 （華蔵寺公園（波志江））
⑦ 低区 （三郷地区農業集落排水処理施設）
E 赤堀磯配水場 ⑧ （赤堀結婚の森）
F 赤堀西久保配水場 ⑨ （赤堀花しょうぶ園）
G あずま浄水場 ⑩ 高区 （三百石南公園）
⑪ 低区 （平井町公園）
H 境ふちな配水場 ⑫ （境矢ノ原公園）
I 境下武士浄水場 ⑬ （平塚公園）
J 豊城水源地
K 柴水源地
L 堤西水源地
ア 市役所
イ 赤堀支所
ウ あずま支所
エ 境支所
オ 上下水道局
R50
両毛線
北関東自動車
上武道路（R17）
東武線
R462
広瀬川
粕川
利根川
早川
給水区域
本庄市水道事業より供
深谷市水道事業より供給